

1:2,500 国土基本図  
VIII-DF 02-2



VIII-DF 02-2

91-2	92-1	92-2	93-1	93-2
91-4	92-3	92-4	93-3	93-4
01-2	02-1	02-4	03-1	03-2
01-4	02-3	02-4	03-3	03-4
11-2	12-1	12-2	13-1	13-2

記号

□	田	門	△	37.2 三角点
□	木	口	■	25.62 水準点
○	木	△	●	42.3 多角点
▽	木	○	▼	35.6 公共施設
■	木	△	■	25.73 公共施設
△	木	○	△	41.38 置石等の点
×	木	○	●	12.3 置石等の点
●	木	○	●	15.8 置石等の点

□ 一般施設  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

□ 有料道路  
□ 木造施設  
○ 木造施設  
◎ 木造施設  
× 木造施設  
△ 木造施設  
▽ 木造施設  
■ 木造施設  
△ 木造施設  
● 木造施設  
×

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による第3階層基準点  
投影は横メートル法  
図面に表示してある標高値は世界測地系による  
図面に表示してある高さは日本海溝キロメートル単位  
方位は北緯45度を基準とした北偏角  
距離は5キロメートル単位  
高さの基準は東京標準海面  
等高線の間隔は2メートル  
平面上の距離は、世界測地系による